

令和3年2月1日

### 中央公民館定期使用申請の変更について

令和3年4月1日より、中央公民館の定期使用について以下の通り変更することになりました。

- ・3か月に1度、申請書受付期間内に申請書を教育委員会へ提出。
- ・応募者多数の場合は教育委員会抽選で使用者を決定。
- ・定期利用以外は今まで通り申請書の提出・決済をもって受付する。
- ・役場・教育委員会の利用予定が有る場合は、職務での利用を優先とする。

申請書受付期間は毎年下記の通りとする。

2月1日～2月末（4月1日～6月末日使用分）

5月1日～5月末（7月1日～9月末日使用分）

8月1日～8月末（10月1日～12月末日使用分）

11月1日～11月末（1月1日～3月末日使用）

※受付期間が過ぎて提出した場合も受付するが、期限内に提出した者を優先とする。

申請書受取方法：

教育委員会へ直接用紙を受け取りに来る、もしくは教育委員会ホームページよりダウンロードするようにしてください。

《今帰仁村教育委員会⇒資料・申請書ダウンロード⇒社会教育課 中央公民館施設使用申請書》

申請書提出方法：

郵送、もしくは教育委員会に直接お持ちください。

結果通知方法：

申請書の提出締切より10営業日以内に定期使用者を決定。決定の可否は教育委員会ホームページで申請書受付締切後10営業日以内に通知する。ホームページ確認が出来ない場合は申請書提出締切10営業日後に教育委員会へ電話で確認する事。